

(5) 自転車通行空間の安全性及び快適性の向上

施策14 生活道路における安全対策の実施

(施策の考え方)

生活道路や小学校周辺などにおいては、歩行者等の安全確保を図るため、「ゾーン30」*「ゾーン30プラス」*の設定や狭さく設置などの様々な取り組みが、道路管理者と交通管理者の連携により行われています。

このような箇所では、地域の実情に応じて必要な整備を進めることで、安全な通行環境の確保を進めます。なお、歩道がない道路では、自転車と歩行者の錯綜が発生しないように、自転車と歩行者双方の通行位置を明示するといった対策も検討します。

(具体的な取り組み)

- ①「ゾーン30」の整備等による生活道路の交通安全対策を実施
- ②歩道がない道路における自転車通行位置明示等の検討



図 4.44 ゾーン30のピクトグラム設置事例
(青葉区大町2丁目)



図 4.45 狭さく設置事例
(青葉区宮町5丁目)



図 4.46 歩道がない道路の自転車と歩行者双方の通行位置を明示した例
(市道木町通本材木町線)



施策15 自転車通行空間の適正な維持管理

(施策の考え方)

整備を行った自転車通行空間においては、定期的な点検の実施や安全性・快適性の改善検討を行うことも必要であることから、自転車通行空間整備に係る情報を適切に管理するための台帳整理や、計画的な維持補修に取り組みます。

(具体的な取り組み)

- ①整備を行った自転車通行空間について、パトロールや点検等を実施し、適切な路面表示や安全性・快適性の改善を検討
- ②自転車通行空間の施設管理台帳の管理による計画的な維持補修の実施

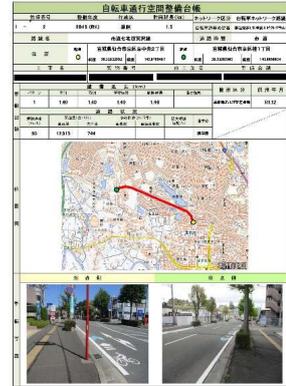


図 4.47 自転車通行空間整備台帳

施策16 路上駐車対策等による自転車通行空間の確保

(施策の考え方)

都心部では、主要幹線道路を中心に、路上駐車や路上荷捌き、タクシーの客待ち駐車が発生しています。

自転車通行空間を十分に機能させるため、関係機関と連携した路上駐車や荷捌き、タクシーの客待ち駐車等の対策を推進し、都心部における安全・安心な自転車通行空間の確保を図ります。

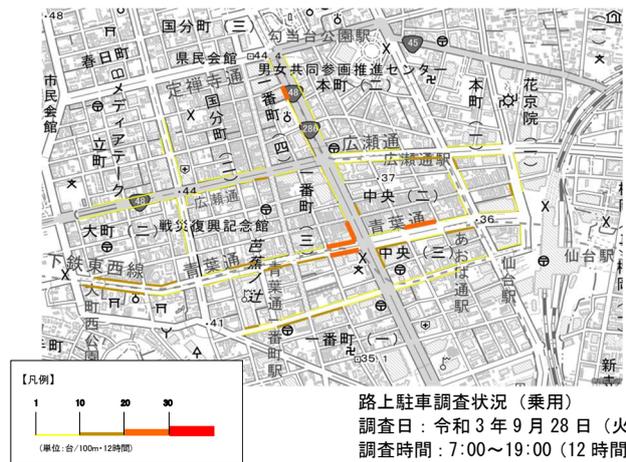


図 4.48 路上駐車発生状況

資料: 仙台市道路交通等現況調査 (令和3年度)

(具体的な取り組み)

- ①交通安全指導員による助言・啓発活動の継続的な実施
- ②駐車監視員による違法車両の確認等、警察と連携した違法駐車対策の実施
- ③駐車場附置義務条例に基づく荷捌き駐車施設の確保による路上荷捌き対策等の推進



図 4.49 違法駐車等防止重点地域図

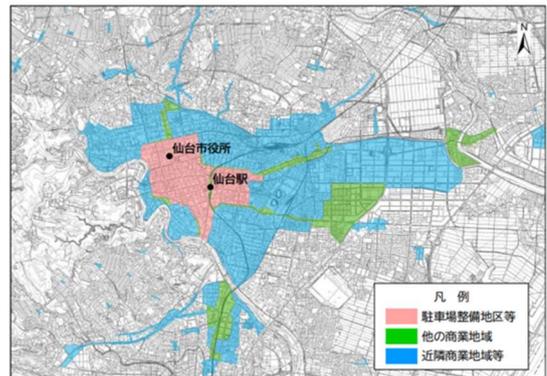


図 4.50 駐車場附置義務条例の適用区域

施策17 自転車事故の危険性が高い箇所における効果的な交通安全対策の実施

(施策の考え方)

全国的に自転車関連事故の発生件数は減少していますが、全交通事故に占める自転車関連事故の構成比は上昇傾向にあるなど、継続して事故対策に取り組む必要があります。自転車事故を削減していくため、事故発生要因を検証したうえで、効果的な交通安全対策を検討、実施します。

(具体的な取り組み)

- ①自転車事故危険箇所における効果的な交通安全対策の検討
- ②自転車事故の危険性が高い箇所における交通安全対策の実施



図 4.51 看板を用いた逆走対策



図 4.52 ラバーポールを用いた逆走対策

(6) 駐輪環境の改善及び駐輪場の利用促進

施策18 公共駐輪場の改修及び改善

(施策の考え方)

自転車の駐輪需要に応じた公共駐輪場の整備を進め、令和4年には仙台市地下鉄の全ての駅に駐輪場を整備しました。一方で、整備から年数が経過した駐輪場では設備の老朽化が進んでいる状況がみられます。

良好な駐輪環境を構築するため、駐輪施設の計画的な改修・更新を進めるほか、分かりやすい案内看板の設置、利用状況に応じた特殊車両用駐輪スペースや高齢者・障害者用駐輪スペースを確保するなど、誰もが利用しやすい駐輪場整備を進めます。



図 4.53 公共駐輪場(五橋駅)

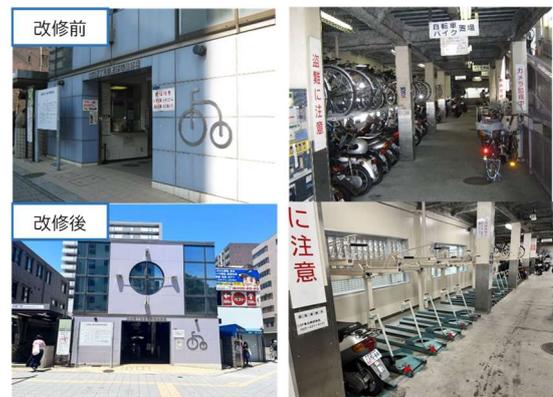


図 4.54 公共駐輪場の改修及び改善
(公共駐輪場(北四番丁駅))

(具体的な取り組み)

- ①老朽化が進んだ駐輪場を計画的に改修・更新し、良好な駐輪環境を維持
- ②駐輪場の施設改善検討、利便性の向上

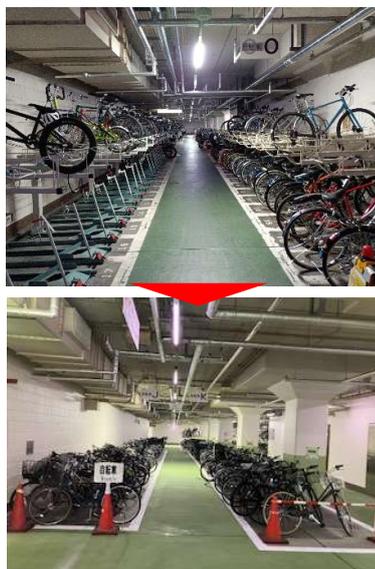


図 4.55 平置き駐輪スペースへの改修事例



図 4.56 キャッシュレス決済の導入
(勾当台公園地下駐輪場)

施策19 放置自転車の効率的な撤去及び防止対策の実施

(施策の考え方)

都心部では、放置自転車台数が減少していますが、依然として局所的に放置自転車が発生するエリアもみられます。

放置自転車をなくすため、需要に合わせた駐輪場の改修を行うことに加え、放置自転車の効率的な撤去や放置防止・駐輪場利用の啓発等に取り組みます。

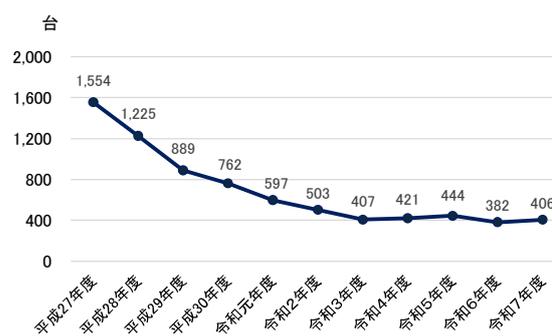


図 4.57 都心部の放置自転車台数の推移【再掲】

資料：仙台市建設局

(具体的な取り組み)

- ・ 放置自転車の撤去を継続的に実施するとともに、街頭での放置防止の監視・呼びかけを行い効果的な放置自転車対策を実施

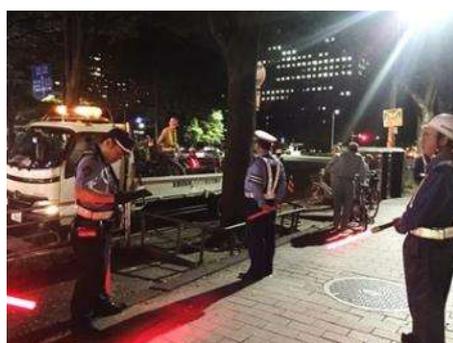


図 4.58 警察立会による放置自転車の夜間撤去



図 4.59 放置自転車の撤去の様子

施策20 附置義務駐輪場の活用

(施策の考え方)

本市では、商業地において多くの人が集まる一定規模以上の建物に駐輪場を設置することを条例で義務付けており、市内中心部に100か所以上の附置義務駐輪場が設置されています。令和4年に条例が改正され、附置義務駐輪場の位置及び案内の明確化等が新たに位置付けられました。

引き続き、放置自転車の減少を図るため、附置義務駐輪場を活用した快適な駐輪環境の整備促進に取り組みます。



図 4.60 附置義務駐輪場の位置、経路等を示す利用案内表示板

(具体的な取り組み)

- ・ 附置義務駐輪場条例の適正な運用による利用しやすい駐輪環境の整備及び利用促進

施策21 公共駐輪場の利用促進

(施策の考え方)

本市の公共駐輪場で改善してほしいこととして、「どこにあるか分かりにくい」との声が多く挙がっています。

誰もが迷わず利用できるよう、案内表示や地図情報の充実など、利用者目線での情報提供に取り組めます。

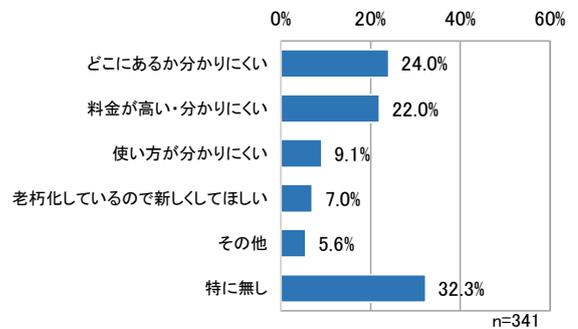


図 4.61 公共駐輪場で改善してほしいこと【再掲】

資料：自転車に関するWEBアンケート調査（令和7年度）

(具体的な取り組み)

- ① 駐輪場マップの作成・配布
- ② ホームページ等による分かりやすい駐輪場案内の実施



図 4.62 仙台市 自転車・バイク駐輪場ガイド

基本方針3:自転車を活かしたまちの魅力向上

(7) 自転車を活用したまちの活性化

施策22 サイクルマップの作成

(施策の考え方)

本市には豊かな自然や温泉、祭り、歴史・文化資源、音楽、スポーツなどの多様な観光資源があり、また、東部地域には震災遺構やメモリアル施設が整備されています。

こうした施設を活用して市内を自転車で周遊できるよう、サイクルマップを作成します。また、サイクルマップに掲載した施設の情報を随時発信し、まちの活性化につなげます。

(具体的な取り組み)

- ①サイクルマップの作成、配布
- ②サイクルマップの情報の定期的な発信



図 4.63 市内を周遊するサイクルマップの作成(名取市)

資料：名取市HP

施策23 サイクルツーリズムの推進

(施策の考え方)

自転車と観光を組み合わせた宮城県内のサイクルツーリズムを推進する官民連携の協議会において、東日本大震災の遺構や伝承施設を巡るサイクルルートとして“震災復興・伝承みやぎルート”が決定されています。

国内外からの来訪者が、自転車で快適かつ安全に巡ることができるよう、国、県、周辺自治体や関係団体と連携してルートの整備を進めます。



図 4.64 震災復興・伝承みやぎルート

(具体的な取り組み)

- ・整備マニュアルに基づく案内看板や路面表示の設置等による自転車利用環境の整備



図 4.65 震災復興・伝承みやぎルートの課題と具体的な取り組み内容(案)のアウトプットイメージ(ハード整備)



施策24 自転車を楽しむことができる環境づくり

(施策の考え方)

本市では令和6年に外国人宿泊者数が過去最高を更新しました。また、近年、特に自転車を活用した自然体験型観光であるサイクルツーリズムが注目を集めています。

このような状況を踏まえ、自転車を利用して地域の様々な資源を回遊できる環境の整備や、サイクリングイベントの開催支援等を行うとともに、関係団体や民間事業者と連携を図りながら自転車利用促進の取り組みを推進します。

(具体的な取り組み)

- ①観光資源等を回遊できる仕組みの構築
- ②サイクリングイベントの開催支援
- ③走行ルートや周辺環境等について、ホームページ等による情報発信



図 4.66 SENDAI SATOYAMA RIDE【再掲】

資料：仙台里山ライドHP



図 4.67 せんだい旅日和ホームページ

資料：仙台観光情報サイト



図 4.68 ツール・ド・東北 2024【再掲】

写真提供：河北新報社

施策25 企業等への自転車の利用促進

(施策の考え方)

国土交通省により自転車通勤を推進する企業・団体の認証制度が創設されていることから、自転車通勤を推進する取り組みが進められています。

このような状況を踏まえ、企業等での通勤・業務における自転車利用の促進を図ります。



図 4.69 自転車通勤導入に関する手引き(表紙)

資料:国土交通省

(具体的な取り組み)

- ①企業等に自転車通勤を促進する制度の周知や広報の実施
- ②「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく「温室効果ガス削減アクションプログラム」の参加事業者に対し、従業員の自転車利用等を促進



図 4.70 「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの認定ロゴマーク

資料:国土交通省

(8) シェアサイクルの利活用促進

施策26 シェアサイクルの利便性向上

(施策の考え方)

本市におけるシェアサイクル事業「DATE BIKE (ダテバイク)」は、エリア拡大やポート増設も進み、市民への浸透が進んでいます。

今後、ニーズを踏まえたポート配置や運用方法を検討するほか、Ma a S (=Mobility as a Service) *による市内の各種交通手段やまちのアクティビティとのつながりを強化し、利用の拡大を図ります。



図 4.71 ドコモ・バイクシェアのバイクシェアサービス

資料：ドコモ・バイクシェア

(具体的な取り組み)

- ①利用状況等を踏まえた、適切なポートの配置及び運用
- ②「仙台Ma a S (=Mobility as a Service)」によるシェアサイクルと他の移動サービスをシームレスに乗り換えることができる仕組みの強化



図 4.72 仙台MaaSポスター

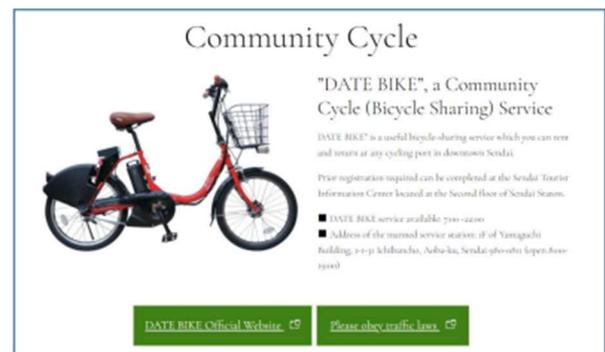


図 4.73 Discover SENDAI DATE BIKE の利用案内

施策27 シェアサイクルの多面的な活用

(施策の考え方)

既存のシェアサイクルを日常的な交通手段として活用するだけでなく、地域資源と連動した観光振興や災害時の避難手段等、多面的な活用に繋がります。

(具体的な取り組み)

- ① イベントに合わせたシェアサイクルの臨時ポート設置
- ② 災害発生時のシェアサイクルの活用



図 4.74 ベガルタ仙台のホーム試合に合わせた臨時ポート設置
資料：ドコモ・バイクシェアHP



図 4.75 シェアサイクルを活用した防災訓練(札幌市)
資料：ポロクルHP

(9) 自転車の魅力に関する情報発信

施策28 環境配慮、カーボンニュートラルに関する情報発信

(施策の考え方)

気候変動による災害の深刻化が進む中、脱炭素社会の実現に向けた行動が急務となっています。2050年カーボンニュートラル達成に向けて、自動車から低炭素な自転車への移行を促進する取り組みを実施します。

(具体的な取り組み)

- ・市民の環境配慮行動として、自転車利用を推進する啓発の実施



図 4.76 ゼロカーボンシティ実現に向けた啓発の実施

施策29 健康増進に関する情報発信

(施策の考え方)

自転車に乗る習慣は、体重や体脂肪の減少、生活習慣病の予防など、日々の健康づくりにも役立ちます。こうした情報を広く発信し、自転車利用促進と市民の健康意識向上を図ります。

(具体的な取り組み)

- ・自転車を活用した健康づくりに関わる啓発の実施

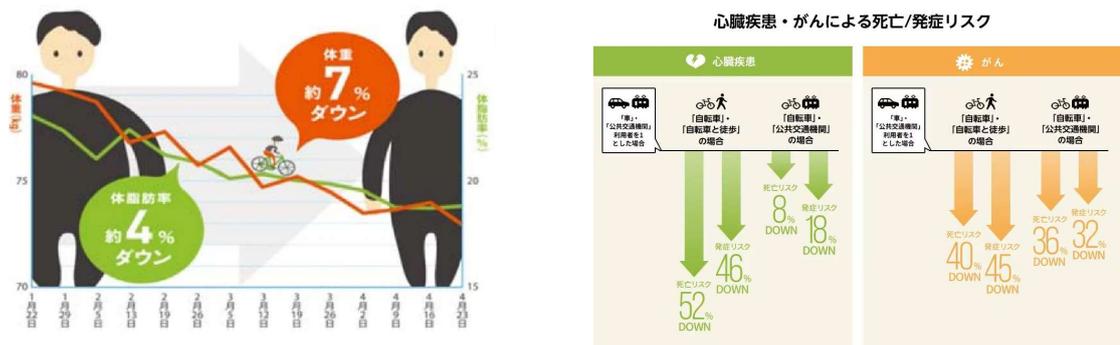


図 4.77 自転車利用による健康促進の効果

資料：シマノHP

(10) 自転車に親しむ機会の創出

施策30 交通公園の活用

(施策の考え方)

本市には、子どもたちが交通ルールを学ぶことができる交通公園が、三居沢交通公園及び南小泉交通公園の2か所あります。こうした施設を活用して、自転車安全利用教室などを実施し、子どもたちの交通安全意識を高めます。

また、交通公園としての機能を充実させ、公園利用者の利便性を向上させるために、老朽化した施設の再整備を進めます。

(具体的な取り組み)

- ①交通公園における自転車安全利用教室の実施（再掲）
- ②南小泉交通公園の再整備



図 4.78 南小泉交通公園における自転車安全利用教室【再掲】



図 4.79 交通公園における自転車デビュー教室（京都市）

資料：大宮交通公園HP

施策31 WEBページやSNS等を活用した自転車プチ情報の定期発信

(施策の考え方)

本市では、公式HPに加え、LINEやX（旧 Twitter）、InstagramなどのSNSを活用し、さまざまな市政情報を発信しています。自転車安全利用の周知啓発や、自転車の魅力（環境に良い、健康増進に繋がる、まちなかで小回りが良いなど）の発信など、継続的に自転車に関連する情報の発信を行います。

(具体的な取り組み)

- ・自転車に関する定期的な情報発信



図 4.80 SNSを活用した周知例

資料：国土交通省名古屋国道事務所公式X

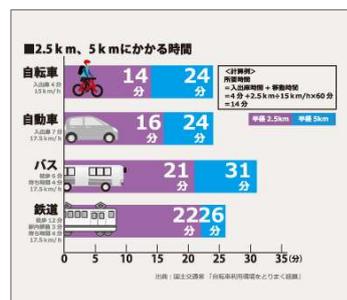


図 4.81 小回りの良さの情報発信例

資料：静岡市HP



第5章 計画推進のための仕組み

1 評価指標と目標値

本計画の推進に当たり、施策の進捗状況や効果を的確に把握するため、基本方針ごとに評価指標とその目標値を設定します。

評価指標は、施策の進捗状況を把握するための「アウトプット指標」と、施策の効果を把握するための「アウトカム指標」を設定し、進捗と効果の両面から計画を評価します。目標値は、改善の余地が大きい項目に対策を集中することによって達成可能な水準や先進地域の状況等を踏まえたものとしています。

表 5.1 基本方針に対応する評価指標と目標値

基本方針 施策の体系	評価指標 (○:アウトプット指標、●:アウトカム指標)	現状	目標値
基本方針1: 自転車安全利用意識の浸透と ルール遵守	●市民の自転車のルールに対する遵守率 ※ルール・マナー実態調査で計測	57.9% (令和7年度)	70% (令和12年度)
	(1)多様性を意識した交通安全教育の 推進 ●自転車損害賠償保険等の加入率 ※市民アンケートで計測	60.3% (令和7年度)	85% (令和12年度)
	(2)自転車利用者以外へのルール周知 (3)協働による自転車安全利用意識を 高めるための交通安全活動及びル ール啓発の推進 ●ヘルメット着用率 ※ルール・マナー実態調査で計測	13.8% (令和7年度)	30% (令和12年度)
基本方針2: 自転車の安全で快適な移動を 促す都市環境の拡充	○「自転車ネットワーク路線」の自転車通行 空間整備延長	28.8km (令和7年度末)	46.7km (令和12年度)
	(4)地域環境に応じた自転車ネットワ ーク路線の設定・整備 ○「あんしん通行路線」の自転車通行空間 整備延長	5.6km (令和7年度末)	15.2km (令和12年度)
	(5)自転車通行空間の安全性及び快適 性の向上 (6)駐輪環境の改善及び駐輪場の利用 促進 ●都心部における駐輪場利用率	70.5% (令和6年度)	対前年度比「+」
基本方針3: 自転車を活かしたまちの魅力 向上	●ダテバイクの利用回数	117万回 (令和6年度)	130万回 (令和12年度)
	(7)自転車を活用したまちの活性化 (8)シェアサイクルの利活用促進 ●週1回以上自転車を利用する割合 ※市民アンケートで計測	24.4% (令和7年度)	対前年度比「+」
	(9)自転車の魅力に関する情報発信 (10)自転車に親しむ機会の創出 ○サイクルマップの作成件数	過年度実績なし	5件 (令和12年度 までの合計)
全体	●自転車の事故件数	373件 (令和7年)	300件 (令和12年)

2 計画の推進体制

本計画における評価指標の目標値を達成するため、本市関係部局はもとより、国・県・警察・地域等が連携・協働して、自転車の安全な利活用に向けた必要な施策の推進を図ります。

3 計画のフォローアップ

本計画の進捗については、評価指標に基づき、毎年度PDCAの考え方によるフォローアップを実施し、各施策の進捗状況を確認します。また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

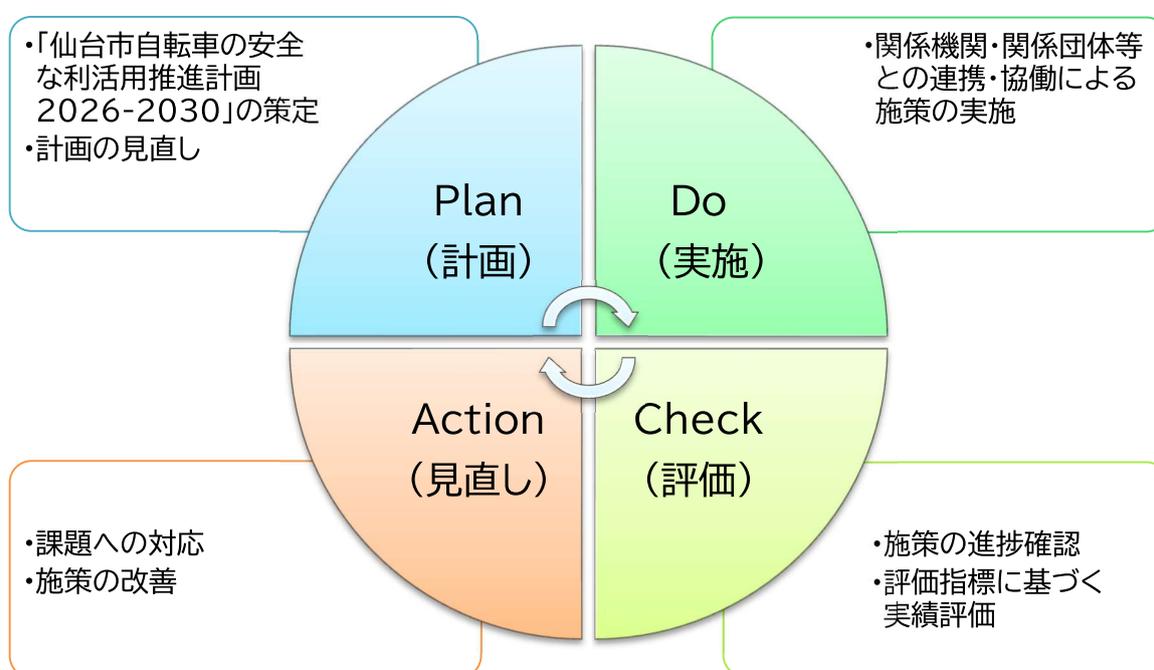


図 5.1 PDCAによる計画のフォローアップ



<資料編>

1 本計画の策定体制・策定経緯

(1) 本計画の策定体制

<仙台市自転車の安全な利活用推進協議会 委員名簿>

委員会における役職	氏名	所属・役職
会長	小川 和久	東北工業大学総合教育センター 教授
副会長	山口 哲男	宮城県自転車軽自動車商業協同組合 理事長
委員	日下 貴博	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所 交通対策課専門調査官
委員	北方 真起	自転車安全利用コンサルタント
委員	木村 和博	公益社団法人宮城県バス協会 専務理事
委員	須田 敏光	公益財団法人仙台観光国際協会 観光事業部長
委員	武田 和子	一般社団法人宮城県交通安全協会 女性部長
委員	青木 美雪	一般社団法人日本シェアサイクル協会 事務局長
委員	佐藤 亮	宮城県警察本部 交通部参事官兼交通企画課長
委員	木村 ひろみ	仙台市PTA協議会 副会長
オブザーバー	鈴木 美緒	東海大学建築都市学部土木工学科 准教授 (運輸安全委員会 非常勤委員)

(2) 本計画の策定経緯

〈策定の経緯〉

年	月日	策定の経緯
令和7年	7月2日	令和7年度 第1回仙台市自転車の安全な利活用推進協議会 (1) 仙台市自転車の安全な利活用推進計画の進捗状況について (2) 令和7年度の自転車施策推進について (3) (仮称) 第2期仙台市自転車の安全な利活用推進計画骨子案について
	10月29日	令和7年度 第2回仙台市自転車の安全な利活用推進協議会 (1) 仙台市自転車の安全な利活用推進計画 2026-2030 の中間案について (2) パブリックコメントの実施について
	11月25日 ～12月24日	市民意見募集(パブリックコメント)の実施
	12月2日	市民説明会の開催
令和8年	2月2日	令和7年度 第3回仙台市自転車の安全な利活用推進協議会 (1) 市民意見募集(パブリックコメント)の実施結果について (2) 仙台市自転車の安全な利活用推進計画 2026-2030 (最終案)について

2 市民意見募集(パブリックコメント)の実施結果

(1) 実施概要

- 1) 実施期間 令和7年11月25日(火)から令和7年12月24日(水)まで
- 2) 周知方法 市政だより12月号、市ホームページへの掲載、概要版及び本編の配布(市政情報センター、各区役所・総合支所、市民センター等)
- 3) 意見聴取方法 郵送、Eメールまたは市ホームページから電子申請

(2) 意見募集結果

- 1) 提出者数 5人・団体
- 2) 意見件数 13件
- 3) 意見の内訳

項目	件数
第1章 計画策定の趣旨	0件
第2章 自転車を取り巻く状況	2件
第3章 自転車関連施策の取り組み状況と課題	3件
第4章 基本目標・方針と推進施策	7件
基本方針1 自転車安全利用意識の浸透とルール遵守	(3件)
基本方針2 自転車の安全で快適な移動を促す都市環境の拡充	(1件)
基本方針3 自転車を活かしたまちの魅力向上	(3件)
第5章 計画推進のための仕組み	0件
その他	1件
合計	13件



3 用語解説

※本計画で用いる「自転車」は、以下のとおり定義しています。

・自転車

道路交通法第2条第1項第11号の2に規定される「自転車※」をいう。

※自転車：ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車(レールにより運転する車を除く。)であつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のもの(人の力を補うため原動機を用いるのものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。)をいう。

－ あ －

・青切符(交通反則通告制度)

運転者がした一定の道路交通法違反(反則行為：比較的軽微であつて、現認、明白、定型的なもの)について、反則者が警察本部長の通告を受けて反則金を納付した場合は、公訴が提起されない制度。

・あんしん通行路線

本市独自の施策として、自転車ネットワーク路線以外の郊外部等で、優先的に自転車通行空間を整備することを位置付けた路線をいう。

－ か －

・カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は2020年10月に、2050年までにカーボンニュートラルを実現することを宣言した。

・コミュニティサイクル

一定のエリア内に複数の自転車貸出拠点を設置し、利用者がどの拠点でも自転車を借りたり返したりできる自転車利用の仕組み。シェアサイクルと同義語である。

－ さ －

・サイクルツーリズム

自転車に乗ることを主な目的としたツーリングや、旅行やレジャーを主な目的とした行程の中で自転車を利用すること。

・シェア・ザ・ロード

歩行者、自転車、自動車等がお互いの立場を思いやる気持ちを基本として道路を安全に共有すること。

・シェアサイクル

一定のエリア内に複数の自転車貸出拠点を設置し、利用者がどの拠点でも自転車を借りたり返したりできる自転車利用の仕組み。コミュニティサイクルと同義語である。

・自転車専用通行帯

道路交通法第20条第2項の道路標識又は道路標示により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された道路の部分をいう。

なお、道路構造令の改正（平成31年4月施行）により新たに位置づけられた自転車通行帯はこれと同義語であるが、本計画では、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインによる定義に合わせて自転車専用通行帯の用語を用いている。

・自転車損害賠償保険等

自転車の利用に係る交通事故より生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することを約する保険又は共済をいう。損害保険会社が販売するコンビニエンスストア、インターネットなどを窓口にして加入できる自転車向け保険のほか、自動車保険や火災保険、傷害保険などに特約としてプラスする個人賠償責任特約、自転車安全整備店で点検・整備を受けた自転車に貼付されるTSマークに付帯される保険等が該当する。

・自転車通行空間

自転車が通行するための道路、又は道路の部分をいう。

・自転車道

道路構造令第2条第1項第2号に規定される、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。

なお道路交通法上も、自転車道として扱われる。

・自転車ネットワーク路線

自転車の車道通行を基本とし、安全かつ円滑な交通を確保できる空間を連続的に提供する自転車ネットワークを構成する路線をいう。

・自転車歩行者道（自歩道）

道路構造令第2条第1項第3号に規定される、専ら自転車又は歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。

なお、道路交通法上は、自転車歩行者道という定義はなく、歩道として扱われる。

本計画では、歩道内での「白線又は舗装着色等による歩行者と自転車利用者の分離」、「自転車利用者へ徐行等を促す表示物の設置」で整備した路線は、自転車歩行者道による暫定整備済みの取扱いとしている。



・ 車道混在

自転車道や自転車専用通行帯が設置されていない道路において、車道の左側端を自転車が通行する通行形態。安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインでは、矢羽根型路面表示や自転車ピクトグラム表示を用いて自転車が走る場所の目安と進行方向を明示する手法が推奨されている。

・ ゾーン 30

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度 30km/h 毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策のことをいう。

・ ゾーン 30 プラス

生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、ゾーン 30 の取り組みに加え、ハンプやスモーズ横断歩道などの物理的デバイスを適切に組み合わせて交通安全の向上を図る対策のことをいう。

－ た －

・ 第一当事者

最初に交通事故に関与した車両等（列車を含む。）の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。

・ 特定小型原動機付自転車

原動機付自転車のうち車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として道路交通法施行規則で定める基準に該当するもの。

－ な －

・ 二次交通

一般的に、市域外から市域内の空港や鉄道駅などの交通拠点までの移動に用いる交通手段を一次交通といい、交通拠点から目的地までの移動に用いる交通手段を二次交通という。

－ は －

・ 東日本大震災

2011年3月11日14時46分に、三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東130km付近で発生した、深さ24kmを震源とする地震を起因とした災害。マグニチュードは、1952年のカムチャッカ半島沖地震と同じ9.0で、日本国内観測史上最大規模、アメリカ地質調査（USGS）によれば、1900年以降、世界で4番目の規模。

・ピクトグラム

不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念又は状態に関する情報を提供する図形を指す。自転車の通行空間においても、案内・注意喚起のための看板や路面表示について、視覚的に工夫されたシンプルなデザインや色彩を用いることで、自転車のみならず、歩行者、自動車に対しても、自転車の通行ルール（通行の位置、方向、方法）を分かりやすく伝えることを意図する。

・附置義務駐輪場

仙台市では「仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」において自転車・バイクの路上放置をなくすため、商業地の多くの人が集まる建物に駐輪場を設置することを条例で義務付けている。この条例によって作られた駐輪場を「附置義務駐輪場」という。

・ペダル付き電動バイク

自動車又は一般原動機付自転車であって、原動機に加えてペダルを備え、ペダルを用いて人の力により走行させることができるもので、一般的に「モペット」や「フル電動自転車」等と呼ばれるもの。

・歩道

道路構造令第2条第1項第1号に規定される、専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。

なお、道路交通法上も、歩道として扱われる。

－ ま －

・MaaS（マース）

地域住民や旅行者の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資することが期待されている。Mobility as a Serviceの略称。

・モデル事業

地域の方々と連携した交通安全活動を重点的に行うエリアとして、自転車安全利用のモデルとなる地域を選定し、地域ぐるみで交通ルールの遵守・マナー向上に取り組む事業をいう。

－ や －

・矢羽根型路面表示

車道で自転車が走る場所の目安と進行方向を路面表示により表すもの。自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーに対しても、車道上の自転車通行位置を知らせる法定外の路面表示。



— ら —

・路面表示

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に規定されていない、法定外の路面に描かれた表示で、ペイント、石等で路面に描かれた線、記号又は文字をいう。

仙台市自転車の安全な利活用推進計画

2026-2030

(令和8年3月発行)

編集・発行

仙台市市民局生活安全安心部自転車交通安全課

〒980-8671

仙台市青葉区二日町1番23号

TEL 022-214-1075